

まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の 名 称	平成25年度 第1回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開 催 日 時	平成25年5月29日(水曜日) 午後1時30分 から 午後3時
開 催 場 所	瑞穂市役所 3階 第一会議室
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の状況について ・まちづくり基本条例推進委員会のあり方について ・平成25年度推進委員会の進め方について
出席委員 欠席委員	<p><出席委員> 会長 中村 良、副会長 鳥居与記、大池義之、加藤 央、眞鍋敏克、 豊田英二、中村美奈、廣瀬英昭、古川正敏、棚橋和子</p> <p><欠席委員> 廣瀬彌恵子、若園昭夫</p>
公開の可否 (非公開理 由)	可
傍 聴 人 数	0 人
審議の概要	<p>開会</p> <p>あいさつ 【会長】 定刻となりましたので、第1回まちづくり基本条例推進委員会を始めさせていただきます。</p> <p>【報告案件】 2.部会の状況について 前回の推進委員会で、もう少し専門の方を招き議論したい、勉強したいということから3つのテーマを決め部会を開催しましたのでその状況をご報告します。</p> <p>第1回は、4月24日(水)「諮問のルール」、第2回は5月15日(水)に「市民の声を行政に反映させるシステム」、第3回は5月22日(水)に「人材育成」とそれぞれをテーマにした部会を開催しました。</p> <p>部会についてですが、部会で話し合ったことは正式決定ではなく、あくまでこの推進委員会での審議を経てから正式決定されるということです。また、会議録は取らず、フリートークで任意出席ということになります。</p> <p>それでは、3つの部会で話し合ったことを簡単に紹介します。</p> <p>第1回「諮問のルール」についての部会ですが、諮問がなぜないのかということから話し合ったのですが、瑞穂市にはアクションプランなどの具体案がな</p>

いということで、まちづくり推進に関する具体的施策があれば、推進委員会として評価、検証することができるではないかということで、この具体案について、推進委員会から提案することから始めていく方向でもよいのではないかという意見でまとまりました。また、議論の中で諮問のルールとは違うのですが、まちづくりの基本として、自治会の役割が重要な位置付けになってくることから、自治会の現状と問題点、行政との関わりなどを勉強するため、次回開催の部会で、総務部長さんにご出席を賜り、自治会の現状等についてレクチャーを受ける予定をしております。

第2回の「市民の声を行政に反映させるシステム」の部会では、行政に私たち市民の声を反映させるために必要なことは、アクセス手段を考えることではないかということから、審議会やパブリックコメント、公聴会やアンケートなど既成の手法について少し検討し、アクセス手段としてどの案件をテーマとして選ぶのかも重要な問題ではないか、公開する情報の基準についても検討すべきではないかという意見がありました。

基本条例の第16条第2項で「市長は参画の方法及び聴取した意見の取り扱いを決定したときは、これを公表します」とありますが、まだこの公表の仕方について煮詰まっていないので、これから検討していく必要があるのではないかという意見も出ました。また、市へのアクセスの問題と、市が受ける情報を市の組織がどのように実行し公表するのか、その実行が遅いということなども検討してほしいという意見も出ました。

第3回の「人材育成」では、ボランティアへの参加について、人材育成という視点で行うことや、発掘、育成、活用の3つの視点が必要であること、10周年記念事業実行委員会で培った人材育成のノウハウを活かすこと、ワールドカフェを活用して市民のスキルアップや人材育成に活かしていくこと、お祭りなど参加のしやすく入りやすいイベントから市民が活動できる場を提供し、参画と協働を進めることなどさまざまな意見が出ました。

以上が、これまで3回開催した部会の状況です。部会について何かご意見はございますか。

【A委員】

補足事項ですが、「人材育成」、「市民の声を行政に反映させるシステム」の部会において、審議会の構成について一度議論してみてもどうかという意見もありました。

【会長】

それでは報告案件その他として、事務局からお願いします。

【企画財政課長】

行政報告会を5月21日、22日の2日間開催いたしました。当日配付資料と共に皆様にご報告します。21日は総合センター、22日は巢南公民館で開催しました。

初の報告会ということで、新聞報道にもありましたが、残念ながら70名程度の出席ということでした。職員の数も含んでおりますので、一般市民の方はさらに少なかったということです。

内容としましては、市長から合併10周年、この10年間を振り返ってということについての話、各部長からは約5分前後ずつのご報告となりました。

まちづくり基本条例第7条2項の「市長の責務」ということで「毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告します」という定義に基づいて開催しました。

説明を19時から20時30分までの約90分間実施したので、質問時間が大変短くなってしまったことが残念でした。報告会終了後にアンケートを行いましたので、集計結果の取りまとめが出来次第公表する予定です。

初めての試みということで、このような形の報告会となりましたが、今後年1回は続けていく方向で考えております。

【会長】

行政報告会に関してご意見、ご質問等ありますか。

【B委員】

報告会には21日に参加しました。市長のレジュメでは、まちづくり基本条例に基づいた報告がなされるということでしたが、第7条第2項のところにあるような、「今後の方針を明らかにする」という部分がフォーカスされておらず、今回の報告会のあり方についてどのようなものかと質問させていただきました。どのように市を運営されてきたかも重要ですが、今後どうして行きたいのかということがより重要だと思いますので、次年度から明確にさせていただきたいと思います。

【会長】

質問なんですが、基本条例の第7条第2項を作ったとき、条文を文言どおり読むと、昨年はこの方針でやります、今年になって昨年これだけ達成しましたということ報告するように読めます。今後の方針のことではなく、達成した結果のことについて報告するものと思いますので、【C委員】の意見と少し違うのかなと思います。条例を作った時はどちらを想定していたのでしょうか。

【B委員】

私は逆で、今後の方針を説明するものだと思っています。

【企画部長】

条例を作ったときは、もちろん達成状況の報告もあり、今後の方針も報告するという2つの意味で作ったものと思います。今後の方針とその達成状況ということで報告会を2回開催する訳ではありませんが、今回の報告会は、確かにこれまでの10年間の歩みということで、過去の達成事項についての報告がほとんどでしたが、第16条の「参画の方法」ということにも係ってくる場所もありますので、次回に繋がりたいと思います。

【企画財政課長】

基本条例と対になります。議会基本条例も施行されており、議会も市民に報告しなくてはならないということで明文化されています。議会基本条例では達成状況の報告ではなく、今後の方針の報告にということになっていますので、議会基本条例との関係もありますが、今後の市政運営方針を主にしていくことになるとおもわれます。

また、今回は初めての報告会の開催で、手探りということもあり7部を一斉に報告しましたので、「時間が長すぎる」という意見もございまして、今後はテーマを絞っての報告ということも考えて進めて行きたいと思っております。

【C委員】

例えば、ある事業をやるにあたって、行政も議会も情報公開が少ないし説明も少ないと思っております。市民に情報を知らせないで、議会で決定してしまうことはどうかと思っております。

市民にとって必要な事業をどのように進めて行くのか、その効果や説明のプロセスがなく議論がなされていないと感じています。

議会とまちづくり基本条例がどのように関係し、問題を解決して行けるかをお聞きしたいです。

【会長】

基本条例の第6条第2項の「議会の責務」として、情報を積極的に公表せよとされています。選挙で選ばれている議員の議決に対し、越権行為はできないと思っております。

【D委員】

パブリックコメントなどで意見を言えば、それを見た市長がまた判断されると思っております。

【C委員】

パブリックコメントに当たっても市が公表する情報が少ないです。

【E委員】

議会制民主主義の考え方と、まちづくり基本条例の理念は違うものと思っております。議会の議決はもちろん尊重すべきであるけれど、この基本条例では議会と行政、市民は対等な関係であって、情報も共有し合って協働で行こうという考え方がはっきり出ているわけだから、議会がどうかという意見は沿わないと思っております。市民がどう関わって情報を共有できるかという部分が、今現在不十分だからこういった問題が感じられると思っております。

【会長】

質問ですが、この委員会は市長には提案できるのですが、議会には提案できないですね。でも、基本条例第6条では議会についての位置付けがなされており、どう理解すればいいかわからないんです。

市長を通じて、議会に情報をもっと公開してくれと提案し、お願いするものが、ただ、市長が議会に口を出すことはできないと思うのですが。

選挙で選ばれた議員さんの意思決定は尊重しないといけませんので、私たちはそこについて何かを言うわけにはいきません。ただ、もう少し情報を出して欲しいという意見はわかりますね。

【企画財政課長】

以前の議事録を見ますと、まちづくり基本条例を作る段階で、議会を縛ってしまっているのかという意見もありました。議会基本条例も平行して作って

いましたので、議会の関係は議会基本条例で行い、まちづくり基本条例では努力規定でまとめる文言で落ち着いたということです。

【会長】

この委員会は行政側から立ち上げた委員会ですから、議会に影響を及ぼしては越権行為になります。今のお話では何もできないか、少しはお願いできるのか判断できませんので、どうしたらいいか今後検討しましょう。

【E委員】

基本条例第5条では「市民の責務」として、自らの意見を積極的に表明し、提案でき、必要な情報を知ることができる」となっていますので、議会に対し意見を表明できる条件が整っているのかという部分が重要だと思いました。

【会長】

この委員会で議会に関することに触れるかといいますと、確かに市民個人としては議会や議員さんにアクションをすることはできますが、推進委員会としては相手が議会ですからそれはできません。行政側が立ち上げた委員会ですから議会に影響を及ぼしてはいけないと思います。

【D委員】

この基本条例は最初に他の条例よりも上に位置付けられる条例との意向があったのですが、まちづくりの基本理念があり、これに沿って推進委員会を進めていくべきであり、理念から外れるようなことはすべきではないし、行政に意見するのはいいですが、審議会として議会に意見するというのはおかしいです。私たちは市長に提案するのであって、それは市長から議会に提案することだと思います。

【E委員】

今までこの基本条例が瑞穂市の憲法のようなものだと思ってやってきたので、いきなり違うというのは非常に戸惑います。

【会長】

立案段階の話は私に預けていただき、次回報告します。

これは管轄の問題で、この委員会はまちづくり基本条例を推進してる委員会ですので、市長や議会より上にある委員会ではないですし、バランスの問題ですが、議会に意見するのには抵抗があります。

【D委員】

行政報告会についてですが、基本条例に基づくのであれば、前文に「将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちづくりを目指し」とあるわけですから、報告会の内容も将来に向けた計画・方針を示すべきで、次回は夢のあるビジョンを示してほしいと思います。

【B委員】

補足ですが、全く今後の方向性について説明がなかったわけではなく、福祉部の説明で今後について具体的お話はありました。現状部分の説明が長かった

ため、全体としては少なかったんですが、なかったわけではないです。

【D委員】

私は報告会には参加できませんでしたが、まちづくりとか市や商店街の活性化とか、中心市街地の衰退、行政もまちをよくするために、次回の報告会では市の将来の方向性を示してもらいたいです。

【B委員】

もっとまちづくり基本条例をクローズアップし、積極的にまちづくりへの参画や協働などについての細かい説明があればよかったですと思います。

【会長】

その他意見ありますでしょうか。ないようですので、審議案件に入らせていただきます。

**【審議案件】 3．まちづくり基本条例推進委員会のあり方について
4．平成25年度推進委員会の進め方について**

【会長】

推進委員会のあり方について整理しますと、基本条例第21条第1項と第3項との関係については議論がこれまでもなされているところです。共通認識として、諮問に応じ審議するのが前提ですが、諮問がない場合でも市長に提案できるんだということで、今年については諮問がないためどうしようかということについての審議になります。

「諮問がないので推進委員会を開催しなくてもいいのではないのか」という意見、また、何らかを提案してはどうかという意見がありました。

今後ですが、私個人としての提案としては10周年記念事業実行委員会を通して、市民の方と沢山話す機会があり、話す方によってまちづくりのイメージは違いますが、この推進委員会に対する期待が大きいこと、また、誤解をされてる部分もあり難しいと感じることがありました。

このまま何も無しで推進委員の任期を満了するのは、委員会としてよくないので、将来に繋がる提案を1つはするべきではないか、これまで3つのテーマで開催した部会ですが、今テーマを絞るわけではなく、最終的に1つか2つのテーマに絞って提案しては如何かかと考えています。

今後のスケジュール案としまして、10月にはテーマを選定し、来年2月には審議の内容を取りまとめ、4月に最終検討・報告案を作成、6月に市長に報告書を提出するという案になります。

提案しないということであればいいのですが、するということであれば、委員会の開催回数もたくさん開けませんので、案件を絞らないといけないと思っています。プランを具体化するためにも、1つは提案したいと思いますが、諮問がない以上、何もしないというのも1つの意見ですし、皆さんの意見を伺いたいと思います。

【A委員】

この推進委員会への期待が大きいという意見の中に、誤解もあるということですが、その誤解とはどのようなことですか。

【会長】

誤解というのは、「まちづくり委員会」だと思ってる方がいることです。

「まちづくりをこうしてくれ」ということを話し合うのではなく、この委員会はあくまでも「基本条例の推進の為の委員会」だということです。

例えば、公園を作ってくれとだとか、そういった意見も言われることもあって、個別具体的案件を審議すると思っで見える方も多いです。「それは私たちが審議する委員会ではないです」とお答えをしました。

【E委員】

今まで議論を重ねてきたので、会長にはリーダーシップとってもらい会長の思案で提案を出してもらえると審議も進めやすいです。

【会長】

審議の優先順位を付けさせて頂けるとしたら、まず「審議会」の案件だと思っています。こういった委員会に参加できる方は少ないんです。

30代の若い方で参加したいという方もいますけれど、参加できないというミスマッチがあります。この条例の趣旨は、市民に参画してもらいたいということであるので、一度審議会の現状としてどういった方が実際に参加されているのか、いつ審議会が開催されているのかなどを把握し整理する。現状がよければこのままだし、問題点あるならば提案する意味があると思うので、話し合っ行ってほしいですね。

【D委員】

会長が「審議会」の件で問題があると思われるのであるならそれを提案すべきです。

【会長】

私は自身は問題があると思っていますし、「審議会」というテーマは、私達も審議会メンバーでありその問題に入り易く提案もし易いと思います。

自分達のことですので議論し易いし、他人の権益を侵すことがないので十分議論できると思います。

10周年記念事業実行委員会で感じましたが、「ボランティア」であってもボランティアの方にどこまで関わってもらうか、関わって行くかという難しい問題が出て、継続案件であればいいのですが、その案件について今年中に提案をまとめるのは難しいのではないかと思います。

ましてや「自治会」テーマに関しては、きちんと勉強しないと来年までに提案することはまず難しいです。

「審議会」のことであれば、まず最初にこの委員会の委員がどうあるべきかの検討であればできるのではないかと思いますし、そういうことも検討できるというのが私個人の意見です。

【E委員】

まったく賛成です。第2回目推進委員会で協働のまちづくりの政策過程全体のプロセスがあって、新たな市民の関わるまちづくりが必要で、「審議会」がこれにあたるのではないかと思います。

この資料を活かした審議ができればと思います。

【会長】

委員会の中に部局を作ったり、ある企業では年代別に20代、30代、40代、50代で分けて会議を開き、意見を聴くということも行ったというのがありました。審議会ですべて思ってみえることは、20代は難しいかもしれませんが、30代や若い方の参加が少ない、その方達が参加する気がないのであれば仕方ないですが、参加したい、やりたいって方もみえるので、そういう人達がまちを支え委員会で意見を言え、それが実際に反映されたらいいと思います。

ただ、お勤めの方でこの時間帯での会議出席はまず無理ですし、また、逆に夜の会議も無理な方もいるので、年代別の会議が開催できたら、若い方は夜でもいいしその委員会の委員構成の状況に応じ開催できるのではないかと思います。

【D委員】

その若い年代の人達は「まちづくり委員会」と勘違いしていないですか。参加したいのなら、まず公募すればいいではないですか。

【会長】

勘違いしていません。「まちづくり基本条例推進委員会」とわかって参画したいと思っています。ただ、勤めているとこの時間には来れません。団体推薦が良い、悪いという訳ではなくそういった審議会の開催条件も検討しないといけないと思います。

勤めている人が平日の13時に会議に来れますか。市役所の職員も何処かの市民なので、審議会には公募できるのですが、この時間ではまったく参加できませんよね。委員会のメンバーでも委員会に欠席される方がみえるので、会議の時間、あり方がこれでいいのかと問題意識持っています。

【B委員】

提言をすることと、とりまとめの優先順位の話と、審議会の話についてお聞きしたいです。

1つは第21条第1項が機能していないことを機能させるにはどうしたらいいかという提案をすべきで、市長が諮問する材料として、「このように作ってはどうか」、「こういう案件で諮問したらどうですか」ということを提案したいと思います。

それから、「審議会の機能強化」これはもう市民参画・協働の根源です。

今、瑞穂市は「瑞穂市附属機関設置条例」に基づいて審議会等を実施しているのですが、この条例そのものに問題があると思っています。委員は最終的に市長が選任したものになってしまう。この部分を変えたいですね。

そこでまさしく、まちづくり基本条例にあるように、市民が参加し、審議会の委員を抽出してくるという方式、上手く行くかわからないし、公平にやらないといけないですが、日本でも初めての試みになるんじゃないでしょうか。仕組みはきちんと作らないといけないですが、そういうものやっていると本当のまちづくり基本条例に基づいた市民参画、協働のまちづくりになって行かないと思います。

【A委員】

審議会のあり方については、優先順位は1番かと思っています。2番目について

は部会でも行いましたが、人材育成のことです。瑞穂市には“キッズスクエア”というNPO法人があって、既に10年～12年間活動を行っています。

活動の中で理事長は市の審議会の委員として参加を求められています。

公募ではないんです。専門知識をもった人材として審議会に入っています。1つのいい審議会のあり方です。

ただ、入っているNPO法人が1つしかないんです。NPOなどの団体をもっと増やすことで審議会も活性化します。そういうことなるためにはNPOや法人格をまだ取っていない集まりの活動を高めることが最初のステップになります。推進委員会でそういったまちづくりに関心を持って人をいかに増やすかという部分での提言を具体的にしていきたいと思います。

【D委員】

例えば、他市で行ってることですが、「まちづくり協議会」を作っておられ、その協議会運営は、住民と行政が一緒に行っているのですが、それを地域ごとに作っています。テーマは地域の特性を活かした、「子育て」、「防犯」、「環境」、「歴史」など身近なことを課題にしており、課題によっては地域を越えた協議会を作っています。

テーマごとの共通課題を協議会の場で意見、情報交換していくことで、まちづくりが住民にとって身近なものになります。瑞穂市にもこういった地域ごとの協議会があればいいと思いますし、推進委員会ではないですが、まちづくりを進めていくような協議会設置についても今後検討を進めて行くことも考えて行くのがよいと思います。

【会長】

「まちづくり委員会」を作るという感覚ですね。この会議はたしかに条例推進の委員会ですが、具体的なまちづくりを進める委員会、協議会を設置してはどうかという提言ですね。

【D委員】

「まちづくり」という具体性のあるものを作らないと進まないと思います。条例だけで推進するという受身の委員会に広く公募してもなかなかだめでしょう。審議するだけではだめだと思います。推進だけでなくまちづくりのために力を出そうとする組織を作るべきです。

【会長】

10周年記念事業実行委員会の会議の場で、巣南地域の方が会場に来るとき駐車場がない場合どうするのかと聞いたところ、行政側は「公共交通機関で来てほしい」と言われ、「いや、駐車場の確保はきちんとしましょうシャトルバスを出してください」と実行委員会から行政にお願いしたら、「利用がなかったらどうしますか」という意見でしたので、利用者の数が問題ではなくそういった環境を整えるのに意味があると思いますということで、シャトルバスを運行することになったのですが、まちづくり基本条例とは分けて考える必要はありますが、多くの方が参加できる環境を整えることが責務で、結果ではなく準備することが大事だと思います。まちづくり委員会は確かに必要だと思いますが、どういう形で提案するかこれから相談していかなくてはいけないと思います。

【D委員】

提案であって、この場でまちづくり委員会を作れという意味ではないんですが、そういう提案も必要ではないですかというのを市長に提案していくのも考える余地があると思います。

条例の推進だけでは話しが堂々巡りになって、条例を変えるまでの審議が進まないと思います。市の諮問がないということで審議する内容もない、諮問がなかったから審議しなくてもいいという委員会になってしまいます。それでは駄目ですよという意見です。

【E委員】

第2回の推進委員会でも同じ議論になって、第21条第3項の「ほか」を適用させ、具体的にここで審議会をどうするのかは諮問の対象でないから、諮問に関わるような提案をして、2年間様子を見て第3項の「ほか」を活かしてやっで行こうという話が出ました。

【C委員】

極めて初歩的なんですが、まちづくり基本条例はすで既にあるのですから、この推進委員会というのは、市民に向けて基本条例を推進、アピール、啓蒙するのが主務であって、議会や行政が相手ではないということです。

推進の意味ははっきりさせないと何をやってるのかわからないです。

【会長】

皆さんが納得頂けるのであれば、「具体化」だと思います。この条例は理念条例であって具体的なことが書かれていません。

その理念が実際に具体化されていますかということであり、具体化するとしたら、今の行政活動がそれとマッチしているかどうかについてチェックすることが責務だと思います。

【B委員】

第21条1項をとにかく機能させるように市長に提言するというのをしたいですね。

【会長】

そういった提案もで出来ますし、やらないというのもあります。

【B委員】

条例の中身をさわれないと言われたが、審議会に関して言えば条例の中身をさわるしかないと思います。機能強化、活性化の為にはそう思います。

掛川市の条例では審議会委員の選任にあたっては、「委員の全部または一部を公募する」とあるんですがこれが理想だと思います。

基本的には「全部を公募する」というのを条例に一文を入れることによって、大変な活性化になると思いますので、そういうことも審議した方がいいと思います。

【会長】

審議する、しないということであれば審議して行こうということですね。

【F委員】

せっかく推進委員会に出ていますので、何も提案しないというのではなく提案して行くほうが良いと思います。

【会長】

何か提案したいものはありますか。

【F委員】

協働参画の理念を推進しているのなら、どのように市政に参加してもらおうかということが大切になりますので、こういった「審議会」についてやるのが個人的にはいいと思います。

【G委員】

市では「女性の会」や「シルバー」などいろいろなサークルがあり、いろんな会が活発に活動しているので、こういった審議会に参加しなくてもそのサークルの中で「市に対する要望や意見がないですか？」と尋ねるような環境づくりが出来るといいと思います。

【会長】

第16条を活性化していこうということですね。市の執行機関が市民の意見を聴くということですね。

「審議会」ではなく、もっと大きな枠組みで市民の意見を聴く環境作りが必要ではないかということですね。

【H委員】

市民の方からの声は、どうやってどこを通して反映されるのか。

そういったことを言うのは難しいし、気軽に言えないので言い易い環境作りを行って欲しいと思います。

【会長】

以前【H委員】にこの委員会は具体的に何の活動ができるのかと聞かれたとき、答えにくい状況だったので10周年記念事業実行委員会ではこういったことができる、具体的に言えるようにしたつもりです。

アクセスがわかり易いように、啓蒙にもよりますが既にあるけれど知らないという意見ですね。

【I委員】

議会の議決が審議会の意見と違うのは仕方がないし、審議会が議会を超えられないのは当たり前だと思います。

先日の10周年記念事業のイベントでこんなに市の若い人にパワーがあるんだと思いました。若い人が先頭になって朝日大学の方も一緒に盛り上げて、市が躍進していく姿を見て、瑞穂市を見直しました。

若い力で市が躍進して行くにあたって、瑞穂市がいいと思ってこのまちに住んでくれるようなものに繋がって行くと思いました。

今までのイベントはありきたりで、同じことの繰り返しだったのが、先日の10周年記念事業のイベントで、若い人が中心になり、感動を与えるすばらし

いいイベントだと思いましたが、そういう中にまだいい人材が埋もれているから活用して行くようにしたいと思いました。

すごいパワーで一丸となって朗読劇も素晴らしいものだったし、こういうノウハウやアイデアを審議会で第21条の「そのほか」の中で素直に評価していければと思いました。年配者も大いに感動しました。今までになかったイベントでした。

【会長】

報告の中で、今までの評価ということも提案以外にあると思いますので、書かせてもらいます。

【C委員】

先日あった全国ニュースで、部屋の中で死亡していたという女性のニュースが報道されていました。福祉などはきちんと制度があるのに、うまく運用されていないし使わない、それはどうしてなのかということを考える必要があると思います。この条例も制度は既に出来ている、参画する方法は幾つもあるのにそれを活用しないということもあるので、制度は十分だけれど、うまくアクセスできていないことが問題だと思います。

【A委員】

まちづくりというのは住民が助け合ってみんながより良いものにしようというのが姿だと思います。推進委員会で議論するということでは、基本的には住民間で困ったときに相談できるコミュニティの醸成が、まちづくりが成熟しているということだと思います。それを目指す為すぐにはできないがそのためにできることという意味で、この推進委員会が何かを提案することが必要だと思います。しかし、気持ちはよくわかります。

【会長】

それでは「市に提案をするのかしないのか」ということで決を採ります。

提案するということは、もちろん議論もします。

議論の結果がまとまれば、提案する方向で進めて行くという委員の方は挙手願います。

<結果> 提案する 10名 : 提案しない 0名

【会長】

それでは提案する前提で委員会を進めます。

では、こういった内容を提案するのかということですが、情報共有がまだ出来ていないので、今後順次進めて行きたいと思います

【B委員】

部会で話し合いを進めましたが、自治会についての議論が重要で審議が必要だと思います。参画、協働についての提案も重要だと思います。

【会長】

10月に「テーマ選定」としてあるので、あと2回推進委員会を開催したいと思います。部会は非公式ですし、あと1~2回は審議したいと思いますが如

何でしょうか、これに関しても決を採りたいと思います。

<結果> 賛成 10名 : 反対 0名

【会長】

では来週中に今後の日程決めてご連絡します。

【D委員】

会長としてある程度審議のテーマを絞ってもらえば審議しやすいですね。いきなりは難しいです。

【会長】

本会議の回数を増やすということによろしいですか。1回または2回開催し、10月までに2回くらい開催できれば有難いです。挙手で決を採りたいと思います。

<結果> (10月までに追加で行う審議会の回数)

2回 10名 : 1回 0名

【会長】

では日程は6月は部会、7月と9月に推進委員会を開催するということで決まりました。10月以降はテーマを決定し審議して行きます。

部会は週1ペースで実施しますが、任意ですので参加は自由です。

欠席されても資料等必要であれば説明をしますのご連絡ください。

また、次回の部会では、総務部長さんにお越しいただきます。

部会は基本的に水曜日に行います。その他何かご質問等ありますでしょうか。(質問なし)

では、最後に事務局よりその他連絡事項をお願いします。

【企画財政課長】

前回会議でもご案内しましたが、今年度「市民アンケート」を実施予定しております。まちづくり基本条例が施行され1年が経過しておりますので、市民の方にこういった意識があるのかということをお尋ねしようと思っております。素案ができましたらこの委員会でもご意見を伺いたいと思います。

年内には実施したいと考えておりまして、スケジュールが流動的ですので今後の委員会の場でお諮りしたいと思います。

【D委員】

アンケートというのは、この条例に対する意識調査ということですか。

【企画財政課長】

こちらのイメージとしましては、施行して1年以上が経過し、市民の方にこの条例が浸透しているか、また、まちづくりに参画したいか、こういった形であれば参画したいのかなどをお尋ねするつもりで実施したいと思っています。

【E委員】

アンケート実施するのに先立ち、出前講座を行うとかそういう浸透させる活動の前段があって、アンケートを行うほうがよいと思いますが。

今の状態では、基本条例に基づく活動は合併10周年記念事業や昨年度実施した事業など2回しか行っていません。市民に対しても広報などには掲載しているが、何かしら条例を浸透させるアクションがあって、その結果をアンケートするならわかりますが、何もアクションをしていないのにこの段階で市民の皆さんに基本条例についてどうでしょうかとアンケートしても、その後に結び付かないと思います。

【企画財政課長】

実施方法にもよると思いますが、基本条例が施行され1年以上が経過しましたし、確かに認識されている市民の方が少ないとは思いますが、ただし、全部をそう決め付ける訳にも行きませんので、実際にどこまで浸透しているか、その浸透度をはかるにはアンケートの手法は有効だと思っています。

【D委員】

アンケートは全戸配布で行うのですか。

【企画財政課長】

手法も含めて検討します。通常的手法は抽出になるかなと思います。

【C委員】

それはどうかと思いますよ。自治会長でも、まちづくり基本条例を知らないのに、市民が基本条例を知っているはずがないです。まず知らないです。

【企画財政課長】

自治会長さんにもやるにあたっては実施する旨を説明しなければいけないですが、確かに難しいと思います。

【会長】

啓蒙にも大きく影響しますが、この条例で何ができるのかということにも関わってくると思います。また検討させていただくということで、アンケートについて案ができあがったらご提示されるかと思っています。

他に何かご質問等ありますか。(質問なし)

ないようですので、今後日程調整し、部会、本会議の開催連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

閉会

(部会を再度6月から実施すること、7月に本委員会を追加で開催することを確認し、会長が閉会を宣言した。)

事務局
(担当課)

瑞穂市 企画部 企画財政課

TEL 058-327-4128

FAX 058-327-4103

e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp